

高齢者被害防止  
キャンペーン

長野県消費生活センター

見守るでござる。  
声をかけるでござる。  
話を聞くでござる。が大切です。



長野県で

「悪質商法」にご注意！

# 高齢者被害 特別相談

を実施します。

平成23年9月21日(水)・22日(木)

【受付時間 8:30～17:00】

長野消費生活センター (026)223 - 6777

松本消費生活センター (0263)35 - 1556

飯田消費生活センター (0265)24 - 8058

上田消費生活センター (0268)27 - 8517

【受付時間 10:00～18:00】

消費生活センターおかや (0266)23 - 8260

長野県のほか、13都県市、3消費者団体、国民生活センターでも同時期に、「特別相談」を実施します。実施機関は裏面をご覧ください。

## 相談事例

### <次々販売>

一人暮らしの母のもとに悪質な販売業者が度々訪れ、高額なネックレス、指輪などを契約させていることがわかった。支払いができずに母が叔母に借金を申し込んでこの件が発覚した。通帳にはほとんど残高がない。解約させたい。

### <金融商品>

信託会社を名乗る業者から、特定企業の社債を買いたいと保有していないかとの電話があり、後日、その企業から社債のカタログやパンフレットが送られてきた。地域貢献のため住民に優先的に社債の案内をしている、上場すれば株に転換することもでき、社債購入金額によって利率も変わると記載せられており、2口20万円を購入した。その後、配当日になっても利息が払い込まれず、不審に思いその企業へ問い合わせたが連絡がとれない。

### <催眠(SF)商法>

高齢の母が駅前で勧誘を受け、展示会場へ連れていかれて健康布団を契約してしまった。母は判断力が少し不十分。良いものがあると誘われ、高価な商品を購入させられたようだ。クーリング・オフできるか。

## 特別相談実施機関

- \* 都・県（長野県を除く）・市については、各自治体1センターのみを掲載しています。お問い合わせください。
- \* 相談受付時間は各受付機関により異なりますので、お問い合わせください。

### 【9月14日、15日、16日実施】

東京都消費生活総合センター	(03) 3235 - 3366
埼玉県消費生活支援センター	(048) 261 - 0999
千葉県消費者センター	(047) 434 - 0999
栃木県消費生活センター	(028) 625 - 2227
群馬県消費生活センター	(027) 223 - 3001
さいたま市消費生活総合センター	(048) 645 - 3421
千葉市消費生活センター	(043) 207 - 3000
横浜市消費生活総合センター	(045) 845 - 6666
相模原市北消費生活センター	(042) 775 - 1770
(財)日本消費者協会	(03) 5282 - 5319

### 【9月14日、16日実施】

(公益社団法人)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	(03) 5729 - 3711
--------------------------------	------------------

### 【9月15日、16日、17日実施】

かながわ中央消費生活センター	(045) 311 - 0999
----------------	------------------

### 【9月15日、16日実施】

(独立行政法人)国民生活センター	(03) 5447 - 1451
新潟県消費生活センター	(025) 285 - 4196
川崎市消費者行政センター	(044) 200 - 3030
新潟市消費生活センター	(025) 228 - 8100

### 【9月17日、18日実施】

(社)全国消費生活相談員協会	(03) 3448 - 1409
----------------	------------------

### 【9月21日、22日実施】

長野県長野消費生活センター	(026) 223 - 6777
長野県松本消費生活センター	(0263) 35 - 1556
長野県飯田消費生活センター	(0265) 24 - 8058
長野県上田消費生活センター	(0268) 27 - 8517
長野県松本消費生活センター岡谷支所	(0266) 23 - 8260